

第 3 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 3 月 3 1 日 (月) 午後 2 時 ~ 午後 4 時 4 0 分

【場 所】 本川村プラチナ交流センター 大ホール

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 学	
助役	上田 周五	和田奨四郎	山中 幹夫	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	(欠席)	曾我部義晴	隅田 明
	長崎 譲	細川 治雄	山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	弘瀬 和子	山中千代子	
	佐藤 廣志	北川 一海	伊東 誠	
	(欠席)	中岡 孝幸	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	上田 太久	津野 加奈	

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	岡林 弘

高知県

地域政策室
岡 里香

傍聴人

3 3 人 (うち報道関係者 1 人)

【欠席者】

協議会委員

山本 高裕	川村 奈央
-------	-------

【 1 開会 午後 2 時】

本山事務局長：第 3 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

【 2 会長挨拶】

会長：多くの傍聴の皆様方をお迎えして開催できることのお礼を述べる。

関心の高さが、委員にも伝わってくること。

この合併協議会が、県内では 1 番か 2 番くらいのスピードで協議が進んでいる中で、平成 16 年 10 月 1 日を目指して十分慎重な議論を交わしながら新しい町の建設に向けて役割を果たしてゆきたいこと。

この自然豊かな本川、吾北、伊野という仁淀川筋 194 号線沿いの新しい町での構想を環境、自然といったものにも目を向けながら、山の活力ということも議論をしていただきたいということ。

それぞれ 3 町村には今まで行政として行ってきた、現在の首長、また議会の方針もあるので、そういったことも盛り込みながら、合併後 10 年の計画としていきたいこと等について、議論を交わしていただき、新しい町への 1 歩に一つひとつ近づいていきたいこと等について申し述べてあいさつを終わる。

会長：2 月 18 日開催の第 2 回協議会において、小委員会設置規程を定めることについて議決をいただき、2 月 28 日、各小委員会を開催し、委員長、副委員長の組織が行われ、お手元にお配りしてある組織図をもってご報告とさせていただきますことを承願う。

議題に先立ち、伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき各委員長からの中間報告を求める。

会長：新町将来構想策定小委員会 委員長 岡 健市君にお願いする。

新町将来構想策定小委員会 岡委員長

新町将来構想策定小委員会より協議経過について報告。

第 1 回の小委員会を 2 月 28 日に開催し、3 町村から振興計画の概要や地域の抱える課題等について説明を受けたのち、意見交換を行い、その中で、小委員会として、3 町村の取り組みを視察してみてもどうかとの意見があり、3 月 25 日に行政施策等の視察を行なったこと。

次回の小委員会では、新町将来構想に関して具体の協議を行うこととしていること。なお、当小委員会では、行政の立場で助言や考えを述べて頂くことも必要であることから、3 町村の助役さんにオブザーバーとして出席して頂くこととしていること等を報告。

会長：新町名称検討小委員会 委員長 長崎 譲君にお願いする。

新町名称検討小委員会 長崎委員長

新町名称検討小委員会より協議経過について報告。

第 1 回の小委員会を 2 月 28 日に開催し、新しい町名の公募の方法について「応募できる人は、伊野町・吾北村・本川村に住所を有する人」「応募の方法は、郵便、電子メール、FAX、事務局への持参により、一人一点限り」「公募締切は、4 月 18 日」と決定したこと。

事務局の方で、新町名称の公募を開始しており、募集チラシを広報などを通じ各家

庭に配布しているところであること。

次回の小委員会では、応募作品の中から、新町の名称としてふさわしい候補名5点以内を選定すること等を報告。

会長：議員定数等検討小委員会 委員長 黒石 利武君にお願いする。

議員定数等検討小委員会 黒石委員長

議員定数等検討小委員会より協議経過について報告。

第1回の小委員会を2月28日に開催し、事務局より、在任特例や選挙区等に関して説明を受けたのち、「新町の議会議員の定数及び任期」「選挙区の設定」について協議を行ったこと。

各委員から様々な意見があったので、各町村の議会運営委員会の意見も踏まえて、次回に議論を深めることとしたこと等を報告。

会長：この3小委員会の質疑については、後のその他で受けたいことを了承願う。

【3 会議録署名委員の指名】

会長：山中幹夫君（本川村）、佐藤廣志君（伊野町）を指名し、お願いする。

【4 議 題】

会長：本日の出席委員は、38人で、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第10条第1項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第10条第2項に規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：報告第10号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程の一部改正についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

（別役総務班長説明）

議長：質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問なしと認め、報告第10号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会事務局規程の一部改正についての報告を終了する旨宣告する。

議長：報告第11号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程の一部改正についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

（別役総務班長説明）

議長：質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問なしと認め、報告第11号 伊野町・吾北村・本川村合併協議会小委員会設置規程の一部改正についての報告を終了する旨宣告する。

議長：続いて協議事項に入る。

協議第9号 財産及び債務の取扱いについて〔協定項目第5号〕を議題にする旨宣

告する。

事務局から説明をさせる。

(天野推進係説明)

議長：質問はないか問う。

筒井静一：林道、農道、町村道の道路についての財産の扱いはどのようになっているか問う。

議長：その他の欄に入っているか、事務局に問う。

岡林幹事(伊野町)：道路については財産の目録に入れていない。

議長：3町村とも道路はできているが登記はしていない道路もあるので、全部が正確な数字が出ない旨補足説明。

議長：他に質問はないか問う。

曾我部義晴：6ページの普通財産、本川村に墓地の記載がないが、平成4年9月に高知県知事から認可があっているようだが、山林の面積の中に含まれているようだが、本川村の方で分筆して墓地に地目変換をするお考えがないかどうか問う。

松本幹事(本川村)：確かに墓地については山林分に含まれている。墓地として登記はされているが、名寄せの処理が未処理なのでこのようになっている旨、了承を願う。

曾我部義晴：了承。

筒井幹夫：7ページ、基金の項目は単位が抜かっているようだが、単位千円ということでよいか問う。

議長：単位千円である旨、謝罪して告げる。

議長：他に質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、協議第9号について同意するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第9号 財産及び債務の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第10号 農業委員の定数及び任期の取扱いについて〔協定項目第8号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

(本山事務局長説明)

議長：質問はないか問う。

曾我部義晴：10ページ、吾北村の委員の定数の14人は13人ではないかとの指摘。

議長：10ページの吾北村の委員の定数を13人に訂正を願う。

曾我部義晴：13ページの調整方針の中で、農業委員会委員の報酬は日額報酬を基本として調整するとあるが、財政状況厳しい折、日額報酬でやっていただきたいと節に希望する。

議長：それはご意見として伺っていてよろしいか確認する。

議長：他に質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、協議第10号について同意するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第10号 農業委員の定数及び任期の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

なお、意見が付されたということを肝に銘じるよう事務局に確認。

議長：協議第11号 一般職の職員の身分の取扱いについて〔協定項目第9号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

（本山事務局長説明）

議長：質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問なしという声をいただいたが、3町村は少しずつ職員定数を割る現状であるが、50歳以上の職員が3町村とも随分いるということで、退職不補充といった減の仕方も可能であることを補足説明する。

長崎 譲：職員の定数については、職員の質の問題を十分考慮に入れていただいて、職員教育の指針を長たる者は考えてほしいというふうに思う。

議長：各町村とも職員の資質、能力の向上について努めているところである。

ただ、3町村の合併の場合は、面積が広大であるため、住民サービスの低下を招かないようにするためには、定数を割って職員を減らすというところは危険な面がある。今後、協議会でも、3町村でも協議していきたいと考えている旨、理解求める。

隅田 明：14年度から各市町村が広域連合ということで、昨年10月に人づくり連合という研修機関が新たにできている。合併する、しないに関わらず、これからの職員の資質向上にとって、非常に大事な観点になるので、是非そういった機関を活用してほしい旨、述べる。

議長：他に質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、協議第11号について同意するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第11号 一般職の職員の身分の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第12号 地方税の取扱いについて〔協定項目第10号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

（氏原事務局次長説明）

（25ページ固定資産税の調整方針案に「税率については、現行のとおり標準税率を適用するものとする。」を追加）

議長：質問はないか問う。

曾我部義晴：21ページの参考の欄の第5条第6項の5に国民健康保険税というのがあるが、これは今回の協議項目に載っていないが、3町村ともに均等割、所得割等それぞれ異なると思うが、この辺についてどのように考えをもっているか、また、合併特例の第10条1項の適用を受け、不均一課税でやっていくかを教えていただきたい。

氏原事務局次長：国保税については、その他必要な協定項目第20号で国民健康保険事業の取扱いという項目で、4月の協議会で提案予定である旨述べ、了承を求める。

曾我部義晴：地方税法703条の4に、目的税で国保税があったので、今回提案されると思っていたので質問したが、次回ということでした承。

中平一三：税金に関係はないが、軽自動車の取扱いが出てきたので参考までに、普通自動車の車庫証明の必要の有無について問う。

議長：次回までに調査し、次回協議会で普通自動車、軽自動車の車庫証明とその範囲、手数料等について報告するというのでよいか確認。

中平一三：了解。

議長：事務局に、次回、報告事項に追加をするよう伝える。

筒井静一：24ページの法人税、調整方針を見ると、伊野町の税率になっているが、各町村とも地域の活性化のために企業誘致をやっていると思うが、その場合、税率を超過税率で調整するというになると、ますます企業が参入しにくくなるのではと考えるが、できるならば標準税率にすべきではないか問う。

議長：企業誘致については、例えば12.3%の標準税率であったとしてもそれを10年間2分の1減額するとか、そういった思い切った施策をとらなければ県外からの企業誘致はできない状態である。そういった面も盛り合わせた調整も必要と考える。

氏原事務局次長：標準税率で調整した場合、伊野町の税収が2,300万円ほど減収になる。超過税率で調整した場合、吾北村で458万6千円の増額、本川村で330万円の増額で、両方合わせたら約800万円の増額になり、標準税率で調整した場合の減収が大きい旨、参考に述べる。

議長：他に質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、協議第12号について同意するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第12号 地方税の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：午後2時56分に15分間暫時休憩する旨宣告

議長：午後3時17分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：協議第13号 消防団の取扱いについて〔協定項目第22号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

(氏原事務局次長説明)：

議長：質問はないか問う。

中平一三：確認事項として、3町村の消防団員として国、県、町村の職員が入っていることに問題があるかどうか、また、消防団員の年齢について問う。

岡林幹事(伊野町)：町村の消防団員には、地方公務員も入団している。伊野町の例では、勤務中に出勤した場合については、消防団員の報酬を支払っていない。夜間等勤務時間外に出勤した場合は報酬を支払っている。

年齢については18歳以上ということでは定めているが、上限については定めていな

い。

筒井幹事（吾北村）：吾北村の場合、地方公務員には兼業禁止と、職務専念義務があり、兼業禁止は任命権者である村長が兼業禁止を解き、職務専念義務に関わるときは職務専念義務を解くという形をとっている。

報酬については、年報酬は支払い、平日の勤務は報酬は支払わないという形をとっている。

公務員で在職しているのは、吾北村の職員のみ。

国家公務員の場合は、現在でもまだ承認が降りていないのではないかというふうに思う。

松本幹事（本川村）：本川村でも職員が消防団員を兼ねている。

年齢は18歳以上となっている。

中平一三：了解。

筒井幹事：実際の団員数は、条例より少ないが、調整方針案に現行定数を移行するとあるが、この定数条例は見直す時期ではないかと思うがどうか問う。

議長：今後の検討事項の中で協議していくべき事項であると考え。3町村とも団員不足の状況で、サラリーマンの消防団員が増えている中、家庭におられる女性団員の増加を求めているところで、女性の消防団を組織することによって初期消火、予防の分野でも活躍できるのではないかと考えている。そういったことも踏まえて定数の問題を協議していきたい。

川村 茂：伊野、吾北の場合は仁淀消防、本川の場合は嶺北消防となっている現状であるが、一組織として今後どのように考えているか問う。

山中副会長：本川村は、消防をはじめ尿尿の一部事務組合等、嶺北広域行政事務組合で共同処理している。消防業務等諸々の業務については、合併後、新町に移行する予定だが、負担金などの問題もあり、時期は未定である。今後どうするかについては嶺北の幹事会に投げかけている現状であり、その結果を受けて3町村が連携をとり、一部事務組合として事務を処理している事業についての調整をしながら円滑な処理をしていきたいと考えている。

議長：消防団の問題については、団員の報酬と出動手当について、兼業の禁止と職務専念義務の免除について、定数の見直しについて等についての問題を整理し提案するというので、今回、継続審査として次回協議会に再提案することとしてよろしいか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第13号 消防団の取扱いについては継続審査に付された旨宣告する。

議長：協議第14号 電算システム事業の取扱いについて〔協定項目第23号-1〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

（土居内計画班長説明）

議長：質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、協議第14号について同意するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第14号 電算システム事業の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：議案第5号 平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算(第1号)についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

(別役総務班長説明)

議長：質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、議案第5号について決定するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、議案第5号 平成14年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算(第1号)については原案のとおり決定された旨宣告する。

議長：議案第6号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

(氏原事務局次長説明)

議長：質問はないか問う。

細川治雄：協定項目に示されたものをほぼ全て協議を終了するとの理解でよいか問う。

本山事務局長：現在お示ししてある協定項目を全て網羅し、なお、会を進める段階の中で他に協議にあげるべき項目があったらその分も含めて協議したいと考えている。

長崎 譲：新町建設計画ができあがり次第、9月を目処に住民説明会の開催を予定しているようだが、地域住民が心の底から納得して、この構想でよかったという計画を立案していかなければならないと考える。どれくらいの期間をかけての説明会を予定しているか問う。

本山事務局長：8月末を目標に、将来構想、建設計画を概ね仕上げをしたいと考えている。そのたたき台ができあがった段階で、3町村をそれぞれ約一月間をかけてご説明したいと考えている。

議長：それぞれの町村において、住民説明会の開催は必要がある。各町村が行うときに合併協議会が合同で開催をしていくと考えるが、そうになると9月から一月では期間的に短いと思う。9月から10月といったところで、会場によってはそれくらいかかるということを理解願う。

議長：他に質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、議案第6号について決定するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、議案第6号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会事業計画については原案のとおり決定された旨宣告する。

議長：議案第7号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

(別役総務班長説明)

議長：2ページの歳入のうち、3町村各810万円ずつの町村負担金があり、歳出の内訳では一般財源で計上されているが、このうち国または県に今後申請をしていただける補助金をどれくらい予測しているか、事務局に説明を求める。

別役総務班長：各町村810万円の内、国の市町村合併推進体制整備費補助金のうち、合併準備補助金、これは1町村1回限りで、上限500万円の交付があるが、その補助金を充てるように考えている。ただ、この補助金の申請は各町村長からの申請となり、それぞれの町村の予算の中に計上されるもので、協議会予算の財源内訳には計上されない。また、県の補助金も14年度からいただけるようになっており、調整して県補助金もいただきながら各町村の負担をできるだけ軽減できるように考えている旨、説明。

議長：全額町村負担でないというところをご理解願う。

議長：質問はないか問う。

曾我部義晴：歳出の中で一番金額が多いのは、事務局費の負担金補助及び交付金で、県の職員の人件費700万円が一番多い訳で、県の方に質問をする。人件費に対する県補助はあるか。

また、県補助金の歳入見込みがあるなら歳入の項目に県補助金の項目を設けておくべきではないか問う。

隅田 明：県から合併協議会への財政的支援について説明。

県単独の予算として、法定合併協議会に対しては、1市町村当たり600万円を上限として平成14年度から16年度にかけて補助金を構えている。この中で対象経費を定めているわけで、事務局職員の人件費などは対象となっておらず、そのようなものを除いて、だいたい額が確定してから正式な補助額が決定される訳で、市町村が負担をされた分の対象経費の2分の1の範囲で、協議会に支援をすることになっている。

国の方からの支援としては、法定合併協議会設置市町村に対して、各市町村に1市町村500万円の補助金がある。

あわせていうと、国からの補助金分を除いて、残った協議会が負担をされたもののうち、対象となる経費の2分の1を県が出すということ。

県職員の人件費が大きいということについては、この補助金とセットで考えていただきたい。法定協議会への派遣は、県職員を市町村職員に派遣をするということになっており、地方自治法に基づく職員の派遣であって、人事交流的なものであり、法律上受け入れた市町村が負担をすべきということになっている。今の職員は吾北村の職員に併任をして、吾北村から協議会に派遣をしている。いったん吾北村から人件費を支出するので、その分を協議会で負担をするという形になっている。

県が人件費を直接持つということは法律的に違法になるのでできないが、一方で県単独の運営費補助を設けているというところを勘案いただきたいと考える。

別役総務班長：県補助金の項目については、国の補助金を除いた分で県補助の対象になる場合、また、新たな事業に伴い県補助金の対象になる場合等、その都度補正予算の方で対応させていただきたいと考えていることを了承願う。

曾我部義晴：了承。

浜田孝介：事業推進費の委託料について問う。

新町将来構想、建設計画委託の委託業者は、(株)ぎょうせいか。

建設計画の委託も(株)ぎょうせいか。

また、委託先の業者が実際に作業をするのはどこですか。こちらに来る頻度はどうか。委託作業の実体はどうか等について問う。

土居内計画班長：委託先は(株)ぎょうせい。

14年度任意協議会予算で、将来構想策定で200万円支出をしている。15年度新町の将来構想の修正の部分、建設計画の策定の部分については、将来構想をベースにして作成していくということで、両方をぎょうせいをお願いするというので考えている。

430万円の中には、14年度に行ったアンケート調査の集計、分析業務が入っておりその分を120万円含んでいる。

事務所が東京にあるので作業自体は東京で行い、打ち合わせには必要に応じてこちらに来ていただいている。14年度は5回ほど来られた。15年度も同一の方法で作業していくように考えている。

浜田孝介：了承。

議長：他に質問ないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、議案第7号について決定するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、議案第7号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会予算については原案のとおり決定された旨宣告する。

議長：その他についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

(別役総務班長説明)

議長：その他について質問ないか問う。

中平一三：3町村の地区長の任期や報酬がそれぞれ異なると思うが、合併と同時にそれぞれ役を解かれると思うが、合併後の取扱いについてをどのように考えておられるか問う。

本山事務局長：各町村の総務課長がおいでしているので、その実情をお願いする。

岡林幹事(伊野町)：部落長は各地区からの推薦でお願いしているので、任期はない。

合併後も旧町村でそのまま継続していただくと考えている。

筒井幹事(吾北村)：各部落で部落長の任期を定めており、それを役場に届けてもらうという形をとっているため、村として任期は定めていない。

報酬については、条例で定めているので新町の条例に委ねるというふうに考えている。

松本幹事(本川村)：両町村と同様である。合併をしても必要なことなのでまた、お願いをしたいと考えている。

報酬については、協議が必要と思われる。

議長：9月の住民説明会の時に、建設計画のみではなく、そういう細部についても説明できるようなデータを事務局で作成できるか問う。

本山事務局長：全部で70地区くらいになるかと思うが、地区を減すのかどうか等いろいろ考え方もあるかと考える。その辺の調整も含めて、協定項目第11号特別職の身分の取扱いの中で取り上げていきたいと考えている。特別職の身分の取扱いは行政6団体について基本にやっていくわけだが、その中に1項目加えて一緒に調整案を出したいと考えている。この問題については、各首長の思いがあろうと思うので本川村の新首長が出られた後に十分協議をしていただきたいと考えている。

中平一三：各地区の老齢化等も配慮し、区長の作業内容や人員等も考慮していただきたい。

議長：幹事会の方でもそういったことを議論していくようお願いをする。

曾我部義晴：協議会だよりに掲載する内容について簡潔にまとまっていると思うが、創刊号の裏表紙の本川村の経緯が史実と若干違うと思われる。先祖代々から継承してきた歴史、文化を正しく後世に伝えていただきたい。

また、この3か町村が来年の10月1日に合併するであろう経緯についても、任意の協議会からの書類等も合併に関する1冊の永久保存文書として残してもらいたいと考える。

本山事務局長：舌足らずのところは随分あるように反省しておりますが、本川村の広報の中から抜粋をしたので、こういう形になっている。以後、気をつけて委員さんの発言のとおり確実なものを後世に伝え、保存していきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

議長：新町ができたときの合併前の町村の経緯としたところで記述をするというような史実の残し方でよろしいか、確認する。

協議会の中でも、ややもすると誤ったような表現になっておるところはいずれか訂正していかねばならないので、いろんな方法で考えてみたいということをお願いをする。

曾我部義晴：了解。

長崎 謙：最近の動向として、総務省の方で合併手続きの簡素化、合併時期について柔軟な考え方を示しているようだが、県としてはどういようにとらえているかお考えを伺いたい。

隅田 明：新聞報道等で、正式に総務省から出たものではないが、片山プランの概要は、手続きの簡素化として、総務省へ出てきてからおおよそ3ヶ月くらいかかるというような手続きをできるだけ早めていく。また、県議会の方も臨時議会を開催するなど、できるだけ短縮をするようにといったことを盛り込むといったようなことである。

法律の期限の延長問題については、単純に法律を延長するということではなしに、例えば各市町村議会、県議会ともに議決を経て、これから国へ手続きするという場合で若干時期がずれるという場合の手助けとしての延長である。

市制への特例、地域自治組織の法制化等の動きもあり、県としてもいろんな情報を集めて、各市町村協議会へお示しをしたいと考えている。

議長：3町村の場合は、合併に向けて進んでいるのでそれほど心配はないと考えるのでよろしくお願ひしたい。

岡 健市：伊野町の町内会のケースを報告。

曾我部義晴：資料を早く配布していただければ、読んで文書で質問をするという方法も

できるが、事務局の方は大変だと思う。

また、ぶっつけ本番で質問をするということも執行部の方も大変だと思う。できたら早くいただいて文書でもって質問事項を書いて出すということはいかがなものか問う。

○議長：協議会の開催日程を毎回第4金曜日ということで設定させていただいたので、事務的には資料の配付等の目処がついたので、事務局も頑張るし、委員の皆様方も項目だけでも事前に教えていただければもっと詳細に説明ができると思うので、協力をお願いします。

○議長：協定項目の一覧表をお配りするのでよろしくお願いします。

○議長：その他について終了を宣告する。

○議長：長時間の慎重審議のお礼を述べる。報告事項や第4回到協議が継続することの事務局の説明不足を反省し、今後とも議論を重ねながらよりよい新しいまちづくりを目指すことへの協力をお願いし閉会。

【8 閉会 午後4時40分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 15年 4月 21日

議長 堀田 敏

署名委員 佐藤 六三

署名委員 山 中 幹 夫